

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

大分市

< I. ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するもの的人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	2,815	298,750,226	120,911,517	1,020	50,093,434	27,314,426	4,424,654
道府県民税	2,815	298,750,226	80,608,224	1,020	50,093,434	18,209,929	2,949,920

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	74	4,679,295	270,631	257	52,591,966	1,357,636
道府県民税	74	4,679,295	180,421	256	52,846,966	911,373

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
				都道府県、市町村、特別区に対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	52	20,465,150	3,750,520	42	8,563,000	20	1,181,150	38	10,721,000
道府県民税	52	21,025,150	2,521,993	42	8,563,000	20	1,181,150	43	11,281,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3,198	376,486,637	126,290,304
道府県民税	3,197	377,301,637	84,222,011

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2,818 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ペーパーレス化が進む中で、紙ベースで特例申告通知書が作成され課税資料が膨大となったこと、また課税していく上で、ワンストップ特例の適用・不適用についての判断が難しかったことが、課税業務を煩雑とさせた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・確定申告をしなくて良いので、便利である。
- ・手続きが簡素化されてよい。
- ・申請書を送付するための切手は、寄附を受けた自治体が用意すべき。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税制度は、各自治体の魅力発信等に活用できるが、寄附者の関心が返礼品の内容に傾く傾向にあり、過剰な自治体間競争を招いているところもあるので、何らかの対策が必要と思われる。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

別府市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	383	46,561,015	18,477,536	151	6,441,000	3,590,091	520,668
道府県民税	383	46,561,015	12,342,409	151	6,441,000	2,393,435	347,136

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	32	4,717,184	420,183	128	13,650,068	899,045
道府県民税	32	4,717,184	280,242	180	16,751,868	1,140,792

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	9	2,332,000	685,918	8	1,722,000	2	30,000	4	580,000
道府県民税	9	2,815,000	476,600	8	1,722,000	2	30,000	9	1,063,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	552	67,260,267	20,482,682
道府県民税	604	70,845,067	14,240,043

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

405 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例を申請しながらも、確定申告書等提出者が相次いだことから、制度内容周知の不徹底が感じられた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

制度内容が理解しにくい旨の意見あり。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- 申請受理団体は遅延なく速やかに通知の送付、また納税者転居に伴う通知転送処理等を行ってほしい。
- ワンストップ特例適用不承認通知の全国統一様式を作成してほしい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

中津市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するもの的人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			左のうち、申告特例控除額 (円)
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	354	34,296,000	14,044,735	123	5,608,000	3,182,319	505,181
道府県民税	354	34,296,000	9,363,227	123	5,608,000	2,121,585	336,802

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	27	369,520	19,172	52	2,652,500	153,144
道府県民税	27	369,520	12,781	56	3,632,500	140,820

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	11	2,037,000	378,454	7	735,000	8	172,000	4	1,130,000
道府県民税	11	1,260,000	213,304	7	735,000	8	172,000	6	353,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	444	39,355,020	14,595,505
道府県民税	448	39,558,020	9,730,132

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

247 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例控除について、所得税分も含めた金額を市町村側（地方公共団体）が控除しており、歳入部分での補填等の措置を検討していただきたいです。
ワンストップ特例を活用したにもかかわらず、ふるさと納税の証明を持参せずに確定申告を受けた人が数多くいたため情報の周知をさらに徹底していく必要があると思います。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

寄附金をすることでどれくらい税制上の優遇が受けれるか、わかりやすい解説がほしいとの意見がありました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

日田市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	193	18,621,000	5,001,133	49	2,095,000	889,007	170,290
道府県民税	193	18,621,000	3,334,118	49	2,095,000	592,682	113,534

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	9	170,000	7,860	50	5,763,220	275,264
道府県民税	9	170,000	5,240	62	6,219,220	200,429

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	3,212,167	593,600	7	1,358,000	3	21,000	4	1,833,167
道府県民税	8	3,252,167	397,335	7	1,358,000	3	21,000	6	1,873,167

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	260	27,766,387	5,877,857
道府県民税	272	28,262,387	3,937,122

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

113 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例申請者が医療費控除の追加等で確定申告をする際、ワンストップ特例をしているから寄附金控除を申告しなくてよいと勘違いをしてしまう可能性があり、そういった事例を防止する対策が必要だと思われます。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・自分が制度の対象となるかどうかがわかりづらい。
- ・制度を利用することによってどのようなメリットがあるのかがわかりづらい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところですが、このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

佐伯市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	183	16,818,700	7,126,177	58	2,852,000	1,559,629	269,392
道府県民税	183	16,818,700	4,750,822	58	2,852,000	1,039,771	179,605

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	16	2,046,000	121,080	8	296,138	16,809
道府県民税	16	2,046,000	80,720	10	504,138	19,366

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	504,000	170,931	1	480,000	2	3,000	1	21,000
道府県民税	3	854,000	127,914	1	480,000	2	3,000	3	371,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	210	19,664,838	7,434,997
道府県民税	212	20,222,838	4,978,822

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

126 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

臼杵市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	86	7,531,000	3,087,160	29	1,016,000	574,834	82,170
道府県民税	86	7,531,000	2,058,124	29	1,016,000	383,231	54,784

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3	118,435	6,747	11	3,530,000	124,725
道府県民税	3	118,435	4,498	22	4,045,920	102,907

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	100	11,179,435	3,218,632
道府県民税	111	11,695,355	2,165,529

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

57 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

寄附金の額はいくらまでなら損をしないかという問い合わせが多いが所得額等が曖昧だと算定もし難いので説明に苦慮している。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

寄附金の額はいくらまでなら損をしないかという問い合わせが多い。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

制度について関心が高い人も多くワンストップ特例制度を利用する納税者も増えると予想されるので賦課業務についての効率化も検討していきたい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

津久見市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	20	2,975,000	1,199,748	7	349,000	200,296	30,442
道府県民税	20	2,975,000	799,838	7	349,000	133,533	20,295

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	10	259,232	14,354	33	1,857,330	106,970
道府県民税	10	259,232	9,570	1	50,000	1,920

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	70,000	21,416	2	40,000	0	0	2	30,000
道府県民税	2	70,000	14,278	2	40,000	0	0	2	30,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	65	5,161,562	1,342,488
道府県民税	33	3,354,232	825,606

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

13 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

我々の勉強不足もあるが、あまり知られていない点（給与所得者の為の制度である、確定申告をした時点でワンストップ特例適用外になるところ、など）がいくつか見受けられたので、市町村向け、市民向けに県や国からパンフレットなどを作成して頂けるとありがたい。大分県に特化したものだとより面白いかと思います。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 **大分県** 市区町村名 **竹田市**

< I. ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

(1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。

(2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。

(3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。

(4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	左のうち、申告特例控除額(円)
市町村民税	23	3,370,000	1,002,279	5	140,000	78,005	7,171
道府県民税	23	3,370,000	668,191	5	140,000	52,005	4,781

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)
市町村民税	4	227,000	13,140	24	1,547,500	89,970
道府県民税	4	227,000	8,760	33	1,762,500	67,860

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	142,400	8,304	0	0	2	1,500	2	140,900
道府県民税	2	142,400	5,936	0	0	2	1,500	2	140,900

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	53	5,286,900	1,113,693
道府県民税	62	5,501,900	750,747

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

12 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

今後、件数や金額が増加していくものと推測されるため、「申告特例通知書」の送付が電子データで行えるようになれば、事務の負担が軽減されるのでは。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・確定申告をすると特例の適用がなくなるとは知らなかった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・今後も実績が伸びていくものと思われるが、ふるさと納税をする方が「得」をする制度ではなく、「地方創生」が本来の目的であるので、地方の自治体同士が競争している現状を改める策を考えるべき。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

豊後高田市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額(円)
市町村民税	55	5,494,000	2,389,607	19	782,000	446,420	85,097
道府県民税	55	5,494,000	1,593,082	19	782,000	297,619	56,732

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	7	443,000	25,740	0	0	0
道府県民税	7	443,000	17,160	0	0	0

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	62	5,937,000	2,415,347
道府県民税	62	5,937,000	1,610,242

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

41 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

杵築市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	81	6,077,185	2,755,414	18	767,000	427,921	53,307
道府県民税	81	6,077,185	1,836,959	18	767,000	285,286	35,541

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	25	2,777,571	163,985	0	0	0
道府県民税	25	2,777,571	109,323	10	838,000	32,720

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	502,022	94,498	3	189,000	5	313,022	0	0
道府県民税	6	813,022	75,398	3	189,000	5	313,022	4	311,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	112	9,356,778	3,013,897
道府県民税	122	10,505,778	2,054,400

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

48 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例の適用外通知の送付等の事務が増えた。
また、そういった適用停止の要件（地方税法附則第七条③二、三）を知らない市民の方もいたので、周知が必要だと感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

確定申告をする際に、ワンストップ分も申告しなければ控除を受けられないとは知らなかったとの声があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

いわゆるふるさと納税については、地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定するとおり、「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）」をふるさと納税として取り扱っているところではあるが、例えば市町村が運営する基金等についてはふるさと納税として取り扱ってよいかの判断が難しい状況である。こういった状況についてのより具体的な要件等が法的に整備されることで、課税事務もより円滑に行うことが出来ると思う。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

宇佐市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	207	22,626,000	9,102,731	79	4,045,000	2,319,810	422,526
道府県民税	207	22,626,000	6,068,529	79	4,045,000	1,546,564	281,696

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	26	581,350	31,761	3	9,179,000	80,955
道府県民税	26	581,350	21,174	6	708,000	27,840

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	5	2,640,000	811,388	4	2,479,000	4	61,000	1	100,000
道府県民税	5	2,770,000	546,126	4	2,479,000	4	61,000	2	230,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	241	35,026,350	10,026,835
道府県民税	244	26,685,350	6,663,669

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

174 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例適用分の控除額については、明確な規定がないため納税者有利となるよう税額控除額を切り上げて計算を行った。そのため、申告により市町村へ寄附した者よりも税額が市民税・県民税でそれぞれ100円の計200円多く控除しており、不公平な内容になっている。そのため、税額控除額についてワンストップ特例適用者とそれ以外の寄附した者とで差が出ないように改正してもらいたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

広報等でも通知をしているが、医療費控除等の申告をした場合ワンストップ特例が適用されないことについて、聞いていた内容と違うといった話があった。内容を説明し、理解は得られるが、適用されない場合の条件が分かりづらいとの指摘が多い。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

豊後大野市

< I. ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するもの的人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	左のうち、申告特例控除額(円)
市町村民税	76	15,435,000	5,527,000	19	590,000	330,000	32,000
道府県民税	76	15,435,000	3,686,000	19	590,000	221,000	21,000

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)
市町村民税	8	299,000	17,000	9	633,000	37,000
道府県民税	8	299,000	11,000	15	830,000	32,000

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
				都道府県、市町村、特別区に対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	260,000	20,000	1	10,000	1	250,000	0	0
道府県民税	1	260,000	13,000	1	10,000	1	250,000	0	0

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	94	16,627,000	5,601,000
道府県民税	100	16,824,000	3,742,000

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

36 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

由布市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	115	9,464,500	4,043,266	31	1,015,000	564,156	74,195
道府県民税	115	9,464,500	2,695,531	31	1,015,000	376,114	49,468

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	4	1,052,000	62,640	27	2,158,856	126,292
道府県民税	4	1,052,000	41,760	30	2,213,856	86,155

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	323,000	131,084	3	275,000	1	13,000	2	35,000
道府県民税	3	323,000	87,390	3	275,000	1	13,000	2	35,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	149	12,998,356	4,363,282
道府県民税	152	13,053,356	2,910,836

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

88 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

国東市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	67	37,475,667	2,983,258	20	770,667	437,940	66,064
道府県民税	67	37,475,667	1,988,852	20	770,667	291,966	44,044

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	8	297,000	16,860	28	1,438,000	82,920
道府県民税	8	297,000	11,240	31	1,573,000	60,440

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	113,000	50,794	2	110,000	0	0	1	3,000
道府県民税	2	133,000	34,662	2	110,000	0	0	2	23,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	105	39,323,667	3,133,832
道府県民税	108	39,478,667	2,095,194

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

45 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用したが、確定申告によりそれが反映されない方がいた。制度のさらなる周知が必要である。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

姫島村

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	2	3,030,000	697,687	0			
道府県民税	2	3,030,000	465,125	0			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税						
道府県民税						

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税									
道府県民税									

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	3,030,000	697,687
道府県民税	2	3,030,000	465,125

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

0 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

課税なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

日出町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するもの的人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	163	20,390,000	7,368,042	63	2,199,000	1,238,320	176,217
道府県民税	163	20,390,000	4,912,052	63	2,199,000	825,564	117,491

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	9,000	420	5	192,000	10,920
道府県民税	1	14,000	400	11	491,000	18,640

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	1,032,000	375,533	2	1,032,000	0	0	0	0
道府県民税	2	1,142,000	254,356	2	1,032,000	1	10,000	1	100,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	171	21,623,000	7,754,915
道府県民税	177	22,037,000	5,185,448

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

128

件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度を利用できない場合（6団体以上への寄付、確定申告必要者）の対応について、更に周知する必要がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄付額を活用して地域を活性化することが趣旨の制度であるので、実績額の競争となるのではなく、その成果まで検証される制度であるべき。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

九重町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	9	315,000	136,141	2	40,000	15,323	748
道府県民税	9	315,000	90,762	2	40,000	10,216	499

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	28	1,930,500	112,470	0	0	0
道府県民税	28	1,930,500	74,980	0	0	0

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	37	2,245,500	248,611
道府県民税	37	2,245,500	165,742

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

初年度ということもあり、制度の周知が浸透していなかった部分があった。
例) 特例申請後に確定申告を行ったが、確定申告書中に寄付金控除額を記載していない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

具体的な計算が難しい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

大分県

市区町村名

玖珠町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	35	3,831,000	1,429,618	9	281,000	157,809	18,383
道府県民税	35	3,831,000	953,086	9	281,000	105,209	12,257

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	4	281,048	84,315	21	416,000	18,000
道府県民税	4	281,048	56,210	34	575,000	13,280

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	421,000	84,162	2	145,000	2	276,000	0	0
道府県民税	2	421,000	56,108	2	145,000	2	276,000	0	0

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	62	4,949,048	1,616,095
道府県民税	75	5,108,048	1,078,684

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

17 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例申請をしているにも関わらず確定申告を行っていたりと、制度を理解して利用している方が少ない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

わかりづらい制度であるという声を多数いただく。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例制度適用による所得税から控除すべき相当額を、個人住民税から控除することに伴う地方公共団体の減収分については、交付金等により全額補てん措置するよう制度を改めていただきたい。

【以上】